

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年七月七日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項の次に次の一項を加える。

（防疫業務手当の特例）

12 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）に対処するため、緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして別に定める業務に従事したときは、防疫業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして別に定める業務に従事した場合にあつては、四千元）とする。この場合において、第十三条の規定は適用しない。

埼玉県病院局会計年度任用職員の報酬等に関する規程（令和二年埼玉県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

附則第七項の次に次の一項を加える。

（防疫業務手当の特例に相当する報酬）

8 会計年度任用職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。）に対処するため、緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして別に定める業務に従事したときは、防疫業務手当の特例に相当する報酬を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他これに準ずるものとして別に定める業務に従事した場合にあつては、四千元）とする。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県病院局職員給与規程（次項

において「改正後の給与規程」という。）附則第十二項の規定は令和二年一月二十八日から、改正後の埼玉県病院局会計年度任用職員の報酬等に関する規程附則第八項の規定は令和二年四月一日から適用する。

2 改正後の給与規程を適用する場合には、改正前の埼玉県病院局職員給与規程の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の給与規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。